# 当務 ROAD

# ■雇用保険の手続きはきちんと出来ていますか?



雇用保険制度は、労働者が失業した場合や育児・介 護休業を取得する際などに必要な給付を行い、労働者 の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職の援助を 行うことなどを目的とした、雇用に関する総合的な機 能をもった保険制度です。

今回は、雇用保険の加入について、改めてご案内さ せていただきます。

●雇用保険の適用について 加入の対象となる労働者を1人でも雇っていれば、雇用保険加入の手続きが 必要です!

雇用保険においては、労働者を雇用する事業は、その業種、規模等を問わず、 すべて適用事業であり、当然に雇用保険の適用を受けます。 また、適用事業に雇用される労働者は雇用保険の被保険者となります。 (事業主は、労働保険料の納付・各種の届出等の義務を負うこととなります。)

#### ●加入の対象となる方

1

- ① 期間の定めをせず雇用される場合
- ② 雇用期間が 31 日以上である場合
- ③ 雇用期間に更新規定があり、 31日未満の雇止めの明示が無い場合

所定労働時間が20時間/週以上である

両方に該当する方は、正社員・ パートタイム・アルバイトの 雇用形態に関わらず、すべて 雇用保険の被保険者となります。

- ●加入ができない方
  - ①事業所の役員(兼務役員は除く)
  - ②昼間学生(通信教育、夜間、定時制の学生は除く) etc
- ●手続きについて

事業主は、雇い入れた労働者が雇用保険の被保険者となる場合には、必ず、 「資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに提出して、 その方が被保険者となったことについて公共職業安定所(ハローワーク)の長の 確認を受けなければなりません。

- ★高年齢被保険者について
- ・平成29年1月1日より、
  - 65歳以上の方も加入対象となりました。
- ・平成32年(2020年)4月より、4月1日時点で 64歳以上の方も保険料徴収の対象となります。(予定)



## ここが重要!押さえておきたい「働き方改革」セミナー

3月6日(水) 14時~16時に、弊所代表河本と Indeed さんによる 働き方改革のポイントと、採用市場のトレンド・効果的な求人についての 2部構成のセミナーを開催いたします。ぜひ奮ってご参加ください!

場所:大雅ビル第1会議室(大阪市中央区備後町3-6-2)※本町駅1番出口徒歩1分 参加費:一人4,000円(事前振込制)

VOL.629 (1902-1)



### 河本社労士事務所

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265 編集担当:矢尾・君野

社長が入れる 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

06-6264-6543まで!

12月末から開始をした、 Instagram のフォロワーさ んが 110 人を突破しまし た!フォローしてくださっ ている皆様ありがとうござ います。 労務 ROAD では配 信していない内容も配信中 ですので、フォローがまだ の方も是非のぞいてみてく ださい^^(君野)

#### SNS でもお役立ち情報 配信中です



Facebook: 河本社労士事務所



Instagram: @ksj koumoto



Twitter: @ksj koumoto

加入対象になるのか、適正加入が出来ているのか等 お気軽にご相談ください。